

第 2 1 回呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和 2 年 7 月 2 8 日 (火) 幹部会議終了後
於 本庁舎 2 階 防災会議室

1 開 会

2 呉市新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 国, 県の動向について (福祉保健部)

(2) 呉市の現状 (福祉保健部, 産業部)

3 その他

4 市長・副市長発言

5 閉 会

令和2年7月28日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
福祉保健部福祉保健課

呉市新型コロナウイルス感染症対策について (令和2年7月28日時点)

1 国・県の動向について

●国の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく対策本部を設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月 1日 政府専門家会議開催。「都市部を中心に感染者が急増している」との現状分析
- 4月 2日 厚労相から、感染者が急増する地域で、軽症患者等を自宅・宿泊施設での療養させる方針
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症経済対策」閣議決定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
※対象地区：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
- 4月11日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月16日 「緊急事態宣言」の対象を全都道府県に拡大
- 4月16日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月 4日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」発出
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 7月22日 「イベント開催制限の段階的緩和の目安」変更

●県の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく県対策本部を設置
- 3月28日 県内（広島市）で5・6例目の感染を確認
- 3月29日 県対策本部員会議開催
- 4月 1日 県内（広島市）で7～10例目の感染を確認
- 4月 2日 県内（福山市）で11例目の感染を確認
- 4月 3日 県内（福山市・府中町）で12・13例目の感染を確認
- 4月 4日 県内（東京都（広島市帰省）・福山市）で14・15例目の感染を確認
- 4月 9日 新型コロナウイルス感染症専門員会議開催

4月10日 知事及び保健所設置市3市長との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議
 (WEB会議)開催
 4月10日 知事から週末における外出自粛要請
 4月12日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
 4月13日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する
 会議(WEB会議)開催
 4月13日 知事から「感染拡大警戒宣言」による外出自粛要請の平日への拡大要請
 4月16日 広島県対策本部員会議開催
 4月18日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
 4月18日 広島県対策本部員会議開催
 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」発出
 5月 3日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
 5月 4日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する
 会議(WEB会議)開催
 5月 5日 広島県対策本部員会議開催
 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」変更
 5月15日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
 5月15日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する
 会議(WEB会議)開催
 5月15日 広島県対策本部員会議開催
 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」解除
 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」制定
 5月22日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
 5月29日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
 6月18日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
 7月 9日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
 7月21日 「感染拡大に対する警戒強化宣言 ～第2波を防ぐために」発出
 → 7月25日現在 県内で252例(帰省中1例, 再感染4例除く)の感染を確認

2 呉市の現状

(1) 感染者の状況（国内 7/26 0:00 時点，県内 7/25 19:00時点）

国内感染者	29,382例（うち入院治療等を要する重症者66例，退院又は療養解除となった者21,762例）※死亡者996名
県内感染者 （252例）	○呉市(1) ○広島市(149[再度感染者1名を除く]) ○尾道市(3) ○福山市(38[再度感染者2名を除く]) ○府中町(3) ○江田島市(1) ○東広島市(2) ○三次市(45) ○廿日市市(4) ○三原市(1) ○海田町(1) ○安芸郡(1) ○府中市(1) ○非公表(2) [東京都(広島市帰省)(1)，非公表(再感染者(1)を除く)]

※国内感染者には，クルーズ船事例は含んでいません。

(2) 県内相談窓口の相談状況（7/23 現在）

相談日	相談件数	相談内容					
		症状等の健康相談	医療体制等	予防・治療等	渡 航	流行地域からの帰国者からの相談	その他
1/29～7/16	73,592	51,354	3,139	2,677	319	149	15,954
呉市分	3,528	2,802	77	150	11	2	486
7月17日(金)	918	460	21	26	2	1	408
呉市分	19	9	0	1	0	1	8
7月18日(土)	584	341	3	12	0	0	228
呉市分	17	15	0	0	0	0	2
7月19日(日)	582	395	4	15	0	0	168
呉市分	39	30	0	0	0	0	9
7月20日(月)	922	529	12	16	4	1	360
呉市分	18	14	0	0	0	0	4
7月21日(火)	710	432	9	14	1	0	254
呉市分	19	16	0	0	0	0	3
7月22日(水)	0						
呉市分	17	10	0	0	0	0	7
7月23日(木)	0						
呉市分	21	13	2	1	0	0	5
合 計	77,308	53,511	3,188	2,760	326	151	17,372
呉市分	3,678	2,909	79	152	11	3	524

(3) PCR等検査の実施状況（7/23 現在）

検査実施日	検査件数（ ）内は陽性件数				
	保健所設置市分			県保健所管内分	合 計
	広島市	呉 市	福山市		
1/29～7/16	3,562 (110)	310 (1)	1,584 (30)	3,350 (62)	8,806 (203)
7月17日(金)	57 (2)	0 (0)	76 (1)	47 (1)	180 (4)
7月18日(土)	47 (1)	9 (0)	77 (0)	35 (0)	168 (1)
7月19日(日)	41 (3)	0 (0)	52 (1)	37 (0)	130 (4)
7月20日(月)	96 (4)	6 (0)	45 (1)	44 (0)	191 (5)
7月21日(火)	67 (6)	3 (0)	55 (2)	65 (1)	190 (9)
7月22日(水)	137 (13)	12 (0)	123 (0)	54 (1)	326 (14)
7月23日(木)	151 (6)	7 (0)	111 (4)	73 (0)	342 (10)
合 計	4,158 (145)	347 (1)	2,123 (39)	3,705 (65)	10,333 (250)

※ 7/21以降は未確定

(4) 自立支援室等への相談状況等（7/24 現在）

① 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数（生活・住まい等）

(件数)

	3/16 ～ 7/17	7/20 (月)	7/21 (火)	7/22 (水)	7/23 (木)	7/24 (金)	週間計	累計
相談件数	1,422	7	5	10			22	1,444

- ・収入減などの生活相談
- ・②の生活福祉資金貸付金と③の住居確保給付金の相談件数を含む。

② 生活福祉資金貸付金の相談・申請件数（呉市社会福祉協議会）

(件数)

			3/25 ～ 7/17	7/20 (月)	7/21 (火)	7/22 (水)	7/23 (木)	7/24 (金)	週間計	累計
相談件数			940	6	4	9			19	959
申請 件数	緊急小 口 資金	10万円	124	0	1	0			1	125
		20万円	243	4	0	2			6	249
	総合支援資金		43	1	2	1			4	47
	計		410	5	3	3	0	0	11	421

- ・緊急小口資金：主に休業された方、総合支援資金：主に失業された方
- ・貸付金は、申請後、審査を含めて5日前後で口座に振り込まれている。

③ 住居確保給付金の相談・申請件数（生活支援課自立支援室）

(件数)

	3/16 ～ 7/17	7/20 (月)	7/21 (火)	7/22 (水)	7/23 (木)	7/24 (金)	週間計	累計
相談件数	372	1	1	1			3	375
申請件数	75	1	0	0			1	76

(5) 商工振興課 補助金ほか認定件数等（7/24 現在）

① 新型コロナウイルス感染症に関する持続化補助金証明書発行件数

(件数)

発行日 区分	3/10 ～ 7/17	7/20 (月)	7/21 (火)	7/22 (水)	7/23 (木)	7/24 (金)	週間計	累計
発行件数	27	1	1	0	0	0	2	29

② セーフティネット保証4，5号及び危機関連保証の認定件数

(件数)

認定日 区分	3/2 ～ 7/10	7/20 (月)	7/21 (火)	7/22 (水)	7/23 (木)	7/24 (金)	週間計	累計
セーフティネット保証 4号(3/2～)	1,055	8	0	12	0	0	20	1,075
セーフティネット保証 5号(3/6～)	116	1	3	3	0	0	7	123
危機関連保証 (3/6～)	184	1	0	4	0	0	5	189
計	1,355	10	3	19	0	0	32	1,387

※上記の数値は呉市での認定件数であり、実際の融資件数とは異なります。

③ 呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付決定件数

(件数)

決定日 区分	5/11 ～ 7/17	7/20 (月)	7/21 (火)	7/22 (水)	7/23 (木)	7/24 (金)	週間計	累計
社会保険労務士	16	0	0	0	0	0	0	16
行政書士	181	0	19	0	0	0	19	200
計	197	0	19	0	0	0	19	216

④ 行政書士による無料相談窓口の相談件数（市役所 1 階）

(件数)

発行日 区分	5/11～ 7/17	7/18 (土)	7/19 (日)	7/20 (月)	7/21 (火)	7/22 (水)	7/23 (木)	7/24 (金)	週間計	累計
発行	552	4	1	27	10	9	1	1	53	605

⑤ 小規模企業応援給付金申請件数及び振込件数

(件数)

発行日 区分	6/4～ 7/17	7/18 (土)	7/19 (日)	7/20 (月)	7/21 (火)	7/22 (水)	7/23 (木)	7/24 (金)	週間計	累計
申請	3,502	0	0	75	47	59	0	0	181	3,683
振込	2,546	0	0	0	0	470	0	0	470	3,016

イベント開催制限の段階的緩和の目安

資料2-1

- 5月25日以降、基本的対処方針に基づき、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきた。
- 8月以降のイベント開催については、感染状況を見つつ、収容率等の制限（50%以内）を維持し、5,000人という人数上限を撤廃するという目安を示してきたが、大規模イベントでは、全国的な移動を伴うこと等により、一部地域の感染リスクが拡散する可能性。
- 足もとの感染状況を踏まえて、当面のイベントの人数上限等やエビデンスに基づく収容率をどのように考えるべきか、本日分科会での議論を踏まえ、当面8月末までの間、収容率50%及び人数制限5000人を維持。
- イベント開催は「新しい生活様式の定着」や「業種別ガイドラインの遵守」が前提。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

1 趣旨

- 本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の一定の落ち着きを見て、第2波の到来に備えた検査能力増強や医療提供体制強化、並びに経済活動支援等の取組を進めているところである。
- こうした中、7月に入り、広島市や福山市等で連続して感染者が発生し、かつ、感染経路不明者の割合が高まっており、特に、7月期の特徴は、4月期と比較して、飲食店等の市中で感染拡大が進み、さらにその罹患者が若年者であることから感染確定までの間に広範囲にわたって移動・活動し、その間に接触者を増やしていることが挙げられる。
- これらのことから、7月期は4月期よりも急激かつ広範に感染が進むことが懸念され、専門家からも、第2波の入口に差し掛かっていると見られ、このまま推移すると感染者の大幅増の恐れがあるとの見解が示されている。
- 県民の健康で安心できる暮らしや雇用の維持確保をはじめ、経済活動正常化の動きを止めないために、現段階での再度の行動制限等は回避することを基本として、早急に感染拡大防止対策に取り組むこととする。

2 具体的な感染拡大防止対策

(1) 基本方針

行政は徹底した早期の新規感染者の捕捉などによる感染拡大防止対策に取り組む。

県民及び事業者は徹底した感染予防対策に取り組む。

これらを両輪として県民・事業者・行政が連携して警戒を強化し、第2波到来を阻止することを基本方針とする。

(2) 行政の取組

① 徹底した早期の新規感染者の捕捉と入院等措置の実施

出来るだけ早期に陽性患者を捕捉し入院等の措置をすることで他者との接触を遮断し感染拡大を防止する。そのために「検査体制の拡充」と「検査対象の拡大」に取り組む。

ア 検査体制の拡充

身近な医療機関でのPCRや抗原検査の検体採取を可能にして、感染確認検査の高頻度化を図り、感染者捕捉の入口を増加する。

そのため、

(ア) 検体採取を実施するクリニック等の協力医療機関の増加に取り組む。

(イ) 協力医療機関において、検体採取のリスクや負担を低減することが可能な唾液採取を普及する。そのために、検体の円滑な集荷搬送や検体数の増加に対応できる検査体制の構築に取り組む。

(ウ) 協力医療機関において唾液採取による検査が可能となるまでの間は、医療機関を受診した者のうち、検査が必要と考えられる者の帰国者・接触者外来でのPCR検査への誘導拡大を図る。

イ 検査対象の拡大

疑わしい症状が出てから検査実施までの期間を最短化するために、かかりつけ医や協力医療機関等において、従来よりも幅広かつ迅速に検査実施の判断を行うこととする。

② 積極的疫学調査の徹底

これまでは、患者との接触者に対して、現在の健康状態（熱など風邪症状の有無、嗅覚・味覚消失も含む）や接触度合いに応じてPCR検査を実施してきた。

今後は、この検査対象者を更に拡大して、感染者と発症前14日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として、また感染者と感染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」など、これまでの検査対象者基準を拡大することで、より広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。

公表に関して、陽性と判明した日に、年齢、居住地、症状、入院等状況及び他事例との関係に絞り込んで公表することにより、個人情報を守秘することで、聞き取り調査の精度を上げつつ、調整に要する時間を短縮し、積極的疫学調査の効果を上げる。

集団発生事例や不特定多数との接触が疑われる事例は、個別に詳細を公表し、また、感染拡大防止のために必要がある場合には、施設名等を含め積極的に公表を行う。

また、発生が続いている時期においては、定期的に発生状況について分析した結果を県が一括して公表する。

③ 感染防止対策を整備した店舗等の拡大

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の拡充を図るとともに、業態ごとに優先順位を付けて、取組宣言店への実地確認等を行う。また、各施設に関して国等が示したガイドラインの適切性について全国の感染状況データ等を入手するなどし、ガイドライン等のPDCAにも取り組んでいく。

④ 国の接触確認アプリ等のデジタル技術の積極的活用

国の接触確認アプリの導入を促進するとともに、調査の効率化と情報の確度を高め感染者の早期発見を徹底するため、店舗QRコードの活用等のデジタル技術の導入を図る。

(3) 県民及び事業者の感染防止対策の徹底

県民及び事業者が自ら基本に立ち返った感染予防策の徹底に取り組んでいただける

よう、以下を発信する。

① 県民に対する働きかけ

- ア 引き続き、感染予防策（「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等）を徹底してください。
- イ 検査対象を拡大することから、体調不良時は外出を控え、予め電話をした上で、かかりつけ医を受診し、医師の指示に従ってください。
- ウ 飲食店等を利用する場合は、
 - ・ ガイドライン等に基づいた感染防止策を講じている店
 - ・ 広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用してください。
- エ 国の接触確認アプリや今後県が導入する店舗QRコード等デジタル技術を積極的に活用してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。
- カ 感染者の早期捕捉を実効的なものとするためには、積極的疫学調査として感染者や接触者からの聞き取り情報が極めて重要であり、感染者等が調査に協力しやすい環境を整えるためにも、感染者・医療関係者やその家族等を誹謗中傷・差別することは決して行わないでください。

② 事業者に対する働きかけ

- ア 県が発表しているガイドラインに沿って、各職場にあった感染予防対策を講じてください。
- イ 従業員等が体調不良を訴えた場合には休暇の取得を促し、あわせて速やかな医療機関への受診を促してください。
- ウ 飲食関連事業者等においては、ガイドライン等に基づき、各店舗の実情に合った適切な感染予防対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言してください。
- エ 国の接触確認アプリや今後県が導入する店舗QRコード等デジタル技術を積極的に導入してください。
- オ 感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えるように、従業員に注意喚起してください。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎んでください。